

基本目標Ⅳ 男女が仕事も家庭もともに担う社会づくり

◆現状と課題

経済状況やライフスタイルの変化などを背景に、女性の就労意欲が高まり社会進出が進んでいますが、その一方で晩婚化や非婚化の進行に伴う出生率の低下により、将来的には地域を支える生産年齢人口の減少が懸念されており、一人ひとりが自らの希望に応じて、充実した生活が送れるよう「ワーク・ライフ・バランス」の周知と促進が急がれます。(図3-4、5)

そのためには、若い世代が安心して働き、子どもを産み育てやすい環境の整備など、若年層の定住化を促し、人口減少の抑制に向けた実効的な取組が求められています。

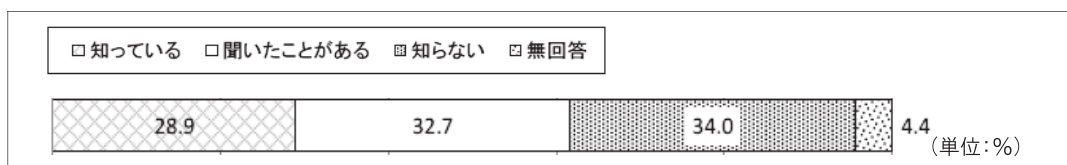
本市では、平成27(2015)年に「加古川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまちづくりを進めるため、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や保育の量的拡大、地域における子育て支援の充実を図っています。

また、高齢者等の介護の面では、女性に大きく負担がかかっている一方で、男性の介護者も増加しており、相談相手の不在など女性とは異なる悩みを抱えている傾向があります。

さらに、少子化と高齢化が同時進行し、女性の晩婚化による出産年齢の高齢化傾向に伴い、親の介護と子育てを同時にしなければならない世帯も増加しています。

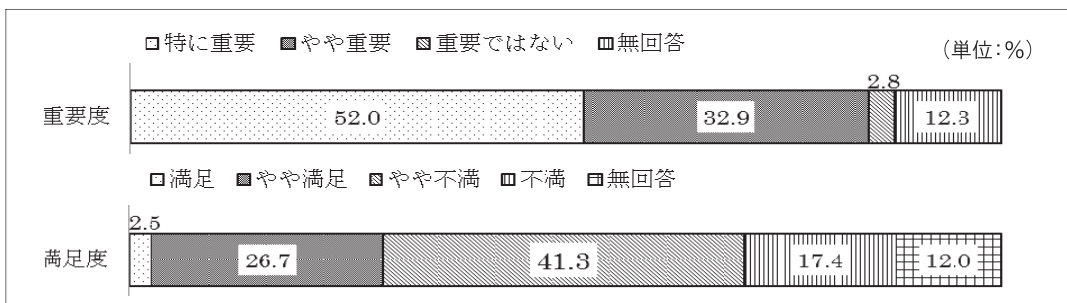
本市では、平成27(2015)年に策定した「加古川市第7期高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」に基づき、公的サービスの充実や、地域包括ケアシステムの構築に向けて地域ケア体制の一層の拡充を図っています。介護は男女がともに担うという意識を深めるとともに、各種サービスの周知や、利用しやすい環境整備を進めていくこともまた重要な課題です。

◆図3-4 「ワーク・ライフ・バランス」の認知度



平成26(2014)年実施 男女共同参画に関する市民意識調査結果

◆図3-5 子育てと仕事が両立できる環境



平成26(2014)年実施 総合基本計画市民意識調査結果

施策方針1 働く場における男女共同参画の推進

男女雇用機会均等法では、事業主に対し、採用・昇進・解雇などにおける性別を理由とする差別の禁止や、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等を定めています。さらに、労働基準法やパートタイム労働法、労働者派遣法、育児・介護休業法（資料編（P. 75～78））などに加え、平成27（2015）年には女性活躍推進法（資料編（P. 66～74））が施行され、男女ともに仕事と家庭の両立が可能となるように法整備が進んでいます。

これらを背景に、労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進について理解と普及を図り、男女が共に安心して働き続けることができる職場環境の整備が必要です。

さらには、法律の実効性が確保されるよう、各種制度や実例を紹介する機会を提供するなど、事業者・労働者双方へ周知することにより、働く場での男女共同参画を推進します。

基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進 【★重点施策】

具体的施策		概要	関係課
1	ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの重要性とともに、男性の長時間労働の抑制や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発を進めます。	男女共同参画センター こども政策課 産業振興課
2	事業者等への啓発	商工会議所やひょうご仕事と生活センターなど関係機関と連携して啓発を推進するために、実例紹介や各種制度等の周知を図ります。	

基本施策2 労働環境への支援 【★重点施策】

具体的施策		概要	関係課
1	雇用の場における男女平等の推進	雇用機会均等法などの実効性の確保や一人ひとりの能力を発揮できる組織づくりに向けて、商工会議所やハローワークなど関係機関と連携し、ポジティブアクションやダイバーシティの推進を図ります。	男女共同参画センター 産業振興課
2	労働に関する相談事業の拡充	労働条件や職場のトラブル、起業、女性のための再就職、仕事と家庭の両立、キャリアアップなど個別相談の充実を図ります。	
3	若者の就労に関する支援	若年層を対象にした合同就職面接会の実施など、正規雇用をめざした就職活動の機会を提供します。	
4	女性の活躍推進に向けた啓発	中小企業における女性の活躍状況の「見える化」を促進するため、女性の人材育成・登用に積極的に取り組む企業の情報を収集し、その実例を紹介します。	

施策方針2 仕事と家庭の両立をめざした環境整備

働きながらも子育てをしやすい環境を整備するため、多様な保育サービスの充実を図ります。また、だれもが安心して子どもを産み育てられるよう、すべての子育て家庭に対する支援を行います。

また、少子高齢化の進行に伴い、老老介護や男性による介護の必要性が高まることから、要介護者本人への支援と同時に、家族介護者等の介護負担についての認識を深めるとともに、その負担の軽減に向けた支援を行います。

特に子育てや介護をしながら就労を希望する女性に対して、多様な働き方についての情報や機会の提供とともに、時間や場所に制約を受けないテレワーク(*20)の活用など、在宅就業の機会を設けるほか、再就職をはじめとする各種チャレンジへの支援の充実を図ります。

基本施策1 子育て環境の整備と充実

具体的施策		概要	関係課
1	多様な保育サービスの充実	安心して子どもを預けられる環境の整備を進めます。 児童クラブやファミリーサポートセンター(*21)、一時預かり事業(*22)の充実を図ります。	こども政策課 家庭支援課 育児保健課 幼児保育課 社会教育・スポーツ振興課
2	地域における子育て支援の充実	保育所等が子育て支援の拠点となるよう機能を充実します。 子育てサークル、子育てボランティアを育成します。 親子連れや妊婦等が利用しやすい施設の整備を推進します。	
3	子育て相談体制、情報提供の充実	子育てに対する相談体制を充実し、周知を図るとともに、子育て関連講座を開催します。	
4	ひとり親家庭の自立支援	相談体制の充実とともに、就労支援や経済的自立の支援、養育費や就労に関する情報提供を実施します。 児童クラブや保育所等の利用に際して配慮を行います。	

(*20) テレワーク：情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を活用することにより、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

(*21) ファミリーサポートセンター：「子どもを預かってほしい人」と「子どもを預かりたい人」が会員になって、お互いの理解と協力のもとに、地域で育児のボランティア活動を有料で行う会員組織のこと。

(*22) 一時預かり事業：保護者等の仕事、入院、看護、リフレッシュなどのため、通常は家庭で保育している子どもを一時的に保育所等で預かる事業のこと。

基本施策2 介護環境の整備

具体的施策		概要	関係課
1	地域ぐるみの介護支援	家族介護者等の負担が軽減できるよう、高齢者を地域で支えるサポーターの養成等、要援護者の見守り体制の強化を図ります。	高齢者・地域福祉課 介護保険課
2	在宅福祉・介護保険サービスの推進	地域の高齢者を支援するために、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備などを行い、地域包括ケアシステム(*23)の構築を推進します。介護者同士が情報交換等を行える場を定期的に提供します。	
3	男性の介護への参加促進	男性を対象とした意識啓発講座や、相談支援体制の充実を図ります。	

基本施策3 多様な働き方への支援 【★重点施策】

具体的施策		概要	関係課
1	再就職や起業、就労継続への支援	女性の起業やスキルアップ、キャリア形成などの相談やセミナーを充実するとともに、在宅におけるテレワークの活用など、多様な働き方を可能とする就労支援を行います。さらに、就労のための意識啓発や情報提供のための継続した場を提供します。	男女共同参画センター 産業振興課 農林水産課 農業委員会
2	自営業における女性の就業環境の整備	農業や商工業など自営業における家族従事者が共同経営者の立場で働けるよう、家族経営協定(*24)の締結を推進します。認定農業者制度(*25)、農業者年金制度(*26)の啓発を行います。さらに、6次産業化(*27)を推進する女性の起業活動を支援します。	

◆関連計画

加古川市地域福祉計画

加古川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

加古川市子ども・子育て支援事業計画

- (* 23) 地域包括ケアシステム：すべての人が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が一体的に提供される体制のこと。
- (* 24) 家族経営協定：農業などの家族従事者が、意欲と生きがいを持って取り組んでいける状況を作り出すために、経営目標、役割分担、就業条件、一般生活などについて話し合い、取り決めをすること。
- (* 25) 認定農業者制度：家族経営協定が結ばれていることを要件に、共同申請し、後継者や配偶者も認定農業者になり、金融措置や税制措置などの支援を受けることができる制度のこと。
- (* 26) 農業者年金制度：他の公的年金と同じ老後生活の安定福祉の向上の目的に加え、農業者年金事業を通じて農業の担い手を確保するという、農業政策上の目的を併せ持つ制度で、農業従事者のほか後継者も加入でき、給付は国民年金に加算される。
- (* 27) 6次産業化：農業や水産業などの第一次産業が、食品加工や流通、販売にも業務を展開している多角化された経営形態のこと。

◆成果指標と目標値

成果指標	現 状	目標値 (平成32年度)
ワーク・ライフ・バランスの認知度 「知っている」と回答した市民の割合	28.9% (平成26年市民意識調査)	60%
合同就職面接会参加者数	1,743人 (平成22～26年度累計)	2,000人 (平成28～32年度累計)
子育てと仕事が両立できる環境に満足している市民の割合	29.2% (平成26年総合基本計画市民意識調査)	39%
保育所の待機児童数	252人 (平成27年4月1日現在)	0人
児童クラブの待機児童数	44人 (平成27年4月1日現在)	0人
認知症サポーター養成講座(*28)受講者数	15,858人 (平成27年4月1日現在)	28,000人



(*28) 認知症サポーター養成講座：地域や事業主に対し、認知症キャラバンメイトを派遣し、認知症の理解や普及啓発を行う講座のこと。